

回答票②

回答票③

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特徴

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

方策

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

多數の年金者を所持している被保険者がたくさんいた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

多封せ等により、そのうちいくつかの記録を判明しても、やや不明なには至らず、その者から返信があり、た場合に未所持枚数依頼し、年金所持の履歴書、所在地等をあ教えることにより記録の該点に留めた。

人一冊等について、被保険者の公報が不足しており、年金所持についても、年金主が本人担当者への指導^等、被保険者の指導^等について^等、^等は

年金説明会等により、もと積極的に依頼すべきである。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 <u>j. 事務所課長級以上</u> k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

記録の統合により年金額が減額となる例がある。
年金担当へ係でないため具体的な分かりません。
(過去にも担当していたか)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

法律や規定等を関係者が守ると思うので方策は
分かりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号に統一を止めるまで、それぞれ年金番号を持つており、又被保険者が就職する時、年齢を高く申請していくためで、年金手帳を紛失した場合も本人が忘れた場合、なかなか統一するには難いので、昭和62年頃に思いました。

現在の手つな記録のものが遊ぶことは思ってもいませんでした。また、旧登録ですが、オンライン化されていない部分(紙の立名簿や合帳等)が有事しかりませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省として挙げられるとお考えですか。

まずは限り事業所を通じて被保険者の方へ必ず年金手帳を紛失しないようお願いしました。
また、事業所を通じて履歴へ手帳を添付するようにお願ひし、年齢等(生年月日)を確認していただこうとお願いしました。
しかし、保険証の交付を急ぐために、前勤務先を知らぬ多くなった方が、年齢が若めが就職ですむ方が、有りませんが、新規に年金番号を求める被保険者もいました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方府
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方府かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者記録を本人確認(もうちう事が大切です。特に年金制度に関心の薄い方々への記録通知を繰り返しする必要があると考えます)。

通知(加入記録の相談場所についてですが、社会保険事務所の窓口が最適なのがですが、地理的・窓口への来訪が難しい方もいらっしゃると思うので、住民の身近な機関、例えは市町村の窓口等でも相談対応することも難いでしょうか)。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成19年の基礎年金番号導入後、基礎年金番号による統合の記録があることは認識していましたので、社会保険事務所の窓口に相談に来られたお客様には、その都度、記録の統合指導してきました。
しかし、5000万件もの未統合記録があるとまでは、地方の社会保険事務所では今かりませんでいた。報道がさりて初めて具体的な実態を知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

相談者に対して、年金記録問題があることを常に念頭において、問題解決への説明を丁寧に対応しました。
過去の考え方で、未統合記録については、「年金裁定時に統合すれば良い」との思いがある点は反省しております。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

おりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人員の増員を図り体制強化により事務処理を集中的に実施ねしないといけないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

報道により、問題の存在を知りました。大きな問題であり
早急な解決が必要と思っています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題認識はありましたか。あまりに大きな問題であり
一人では難しく、体制整備して優先的に対応するしか
ないと思います。

複数のチェック体制がしっかり取れていたのかなどと
思います。

ご協力、ありがとうございました。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題の事象については、平成23年3月退職以後に
発表され、たしかにこれが何の問題かと聞かれ
あればお答えいたします。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 転職する際に何回も新しい年金手帳(被保険者証)を授けられた人が多數存在にいたこと。(男女共通)
(当該人の記憶をもとに「この年金手帳を探し出したことあり。」)
2. 転職する際に年金をいつも落としており、年前の一部を戻してもらおうとしたが年金手帳(番号)を授けられた人が存在していたこと。(女性)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

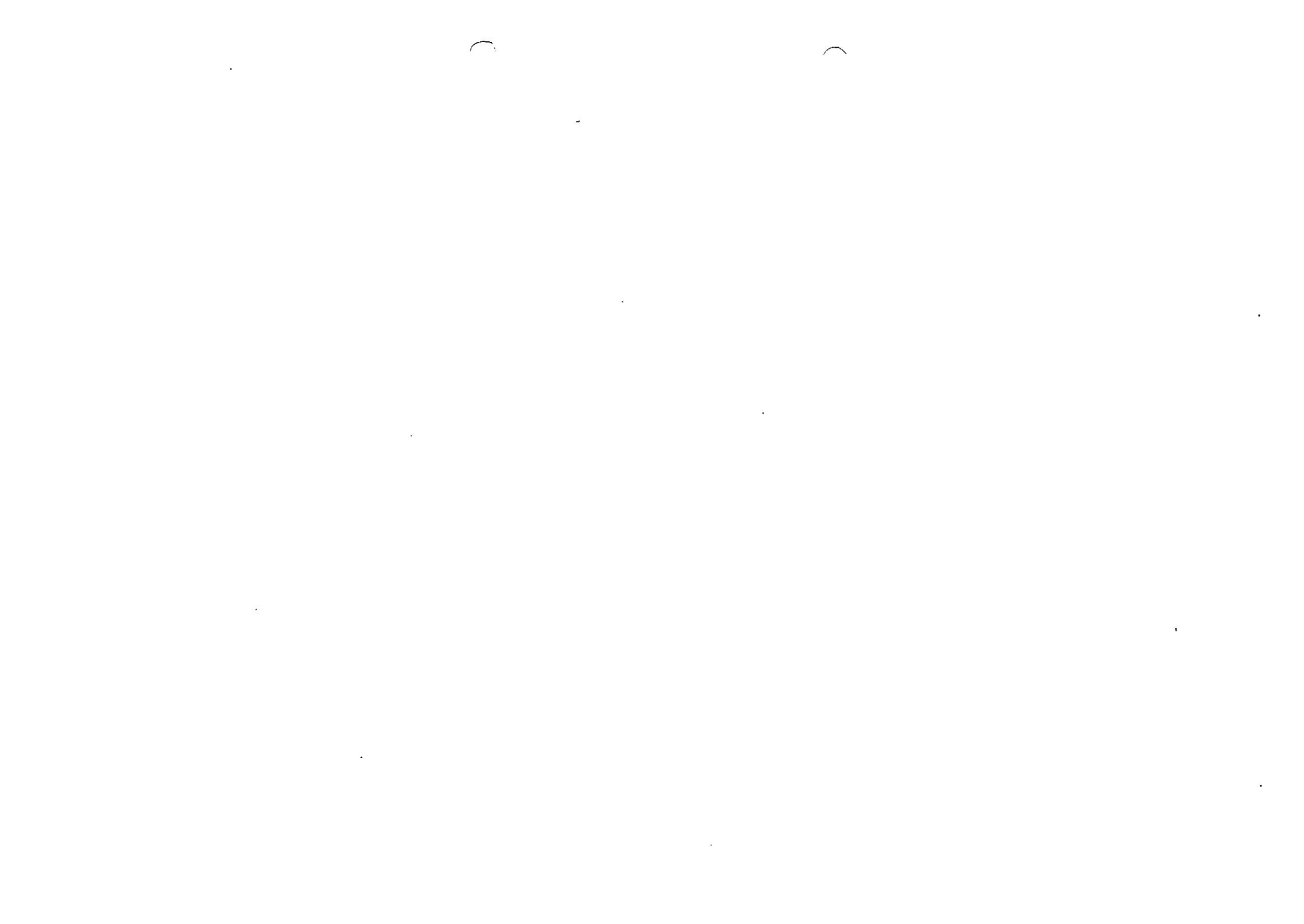
基礎年金番号制が導入されたおり、ゆれきし特別便や、取扱い定期便等の継続実施により、記録を統合する以外の方法がないのではないか。
(当該人の記憶が明確であることが重要。)

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。



必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	<input type="checkbox"/> 現職者 <input checked="" type="checkbox"/> 退職者
所属	<input type="checkbox"/> 本庁 <input checked="" type="checkbox"/> 地方庁
最終官職	以下のの中から該当するものを選んで○を付けてください。
	(本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
	(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
	(社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金相談の際にひびかってるのは、女性が生年月日をいつ教えていたことなく(特に生命保険会社)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

納めていないものをどう納めたらいいと思うか
今のやり方では解決策はない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

当時は紙台帳も進達していくが、必ず
複数人の目で確認をしがからやつて
のこのような問題は信じられなか
本音においてしっかり管理していれりて
良かれていたこと。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

記録管理に対する認識が非常に
低い印象がいくつとも思えない。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個人情報使用料に付ける加入者自身の確認と本人確認による情報の広めゆくと見つ。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一番複数所でいる人が多い年金の年金請求時に
支給料金が違うなどと感じました。
複数の年金の支給料金が違うなどと感じました。
基礎年金も支給料金が違うなどと感じました。
平成9年頃

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

複数の年金所で支給料金が違うなどと感じました。
ひいき思ひ

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民の皆様のご理解を得るために、組織、職員が一丸となって、湜々と前々とやるしか問題の解決の道はないものと思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私を初めとして 地方庁の職員は、日々の業務は適正に
処理しているとの認識でおりました。
年金記録問題が 2007年5月に表面化し始めた時は、信じられ
ない気持ちで一杯でした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職員一人ひとりが社会保険庁の信頼回復のために、自覚して
それぞれの立場でやっていくしかないのです。そのための体制づくりの
必要性を痛感し、実践のため奮闘いたしました。

社会保険制度の届出は事業主の届出が主であり、その届出に
誤りがあつたことは、否めないのも事実です。
特に雇用する際の生年月日の記入（雇ってもらうために若く年次を
事業主に申出したりする等）があつたことも事実であります。
さうしたことから、未統合の記録の統合ですが、あくまでも被保険者の業務処理
誤りであるかが多くの マスコミ報道には少しおも見えてました。
統合できない記録の中には、このようなケースもあるとしての対応で、
今さら説明いくとすればありませぬが、マスコミを通じて国民の皆様にも
ご理解を得るべきであったと思ひます。

ご協力、ありがとうございました。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題については、国民の皆様の協力を得ながら、また、本庁、地方の職員の懸命な努力により、1件1件地道に解決に向けて取組みされていると思います。
私も、平成20年7月に退職した以前、地元社会保険事務局の作業班の一員として年金記録の確認作業を行いました。
「ゆんせん特急便」や「ゆんせん定期便」を加入者、受給者送付し記録を正確にいただくことが、解決が進むかと思います。
名寄せ等で本人様の記録ではないかの疑いの強いものは、未回答者に於いて電話照会等で確認を行った等努力が必要だと思います。
退職後は、解決に向けての進捗状況は、わかりません；事務所名の検索システム等、出来るようになつたと聞きました。照会に対して迅速な調査が出来る体制が整えられていることは良いと思います。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題が大きく取り上げられるようになった平成19年頃まで、これ以前、大きな問題が存在していたことはありました。基礎年金制度への統合は年金課小隊等にはすべて完了していくものと思っていました。
オンラインシステムを使って、氏名検索、事務所検索すれば、すべて解決する信じていました。
今日、年金記録が発生し、社会保険事務局の作業班の一員となり、年金記録の不備なもののが存在し、これまでいた氏名事例だけでは抽出不可能な記録があたひがれています。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険は、加入者一人一人の長年の被保険者記録を保管し正確な届けをする。これが年金制度が出来て以来、先輩方から今日まで続いていると認識していました。
オンラインシステムでは事務処理する以前は、手作業による記録を作成していました。社会保険事務センターに遅延していましたので、遅延した記録はすべて正確に保管していました。オンラインに切り替わっていましたが、私は、遅延後に事故リストなるのか、送られて来ていましたので、当時補正し再遅延していました。
国の行う業務は正確であるという信頼感が私達の職場で失われたことは、この仕事一生をさけた者にとって残念でなりません。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

持込金で支給してほしい。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者である個人の金での仕事は問題でござりまい。
 将來も努力を怠らずにかかると思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このように問題が発生するには気がつかない。
問題発生の際は、子供の10年頃から。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみだ場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるお考えですか。

反省点は、被保険者登録料金などを早く清算すべきである。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	<input checked="" type="checkbox"/> 本庁	<input type="checkbox"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生年金の支給年齢を65歳に引き上げる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は年金記録は正しく入力されていなかった。
遅延後新聞報道等で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

わかりません。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方府
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

、失礼ません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・未統合・未収録の記録が2003年にいくつあるかという感じで、
からでかいからと思う。
- ・退職後はマスコミ報道等で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でもまだ場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられると思われますか。

- ・まずは退職にあり、何も対応してない。
- ・2003年結果については申請する気持ちはあるが、
そんな仕事をして来なくなっている。
- ・どうすれば良いのか考へなければいけない。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[Large empty rectangular box for writing responses to Question 1.]

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・記録管理の責任者が國にある以上、この國の年金記録問題の事例を
参考し、思い切って対処方法を推進し、早期に解決を図ることが
大事である。

[Large empty rectangular box for writing responses to Question 2.]

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・市町村あるいは地方府で公的年金と社会保険等へ進歩、社会保険等との記録と舛違あることは公的年金の状況をデータ化していく段階で、現物からの記録を毎日3箇間以内にすればいいほど、現物との相違は一連の年金は発生する。
そのため、現物は整合化されない場合は、社会保険等から算出料金を支払うべきである。現物の年金記録を補正して再計算する方法がとられたのがひじ年金の不整合がこれまで発生するところをうながすが、現場の職員は、社会保険等の指示により一生就労状態を会うとしている。
現・兵庫県厚生労働大臣が民主党の議員とは、年金記録問題を取り上げられ、県と厚生省が多くの被障害者、被給者等から養えられ、また内閣の検証をする技術が問題視されるなどと見受けられる。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・年金記録問題が発生した際、国民の皆様の信託回復に向けては、現物取扱い含めて社会保険問題が一貫統括して、金力の差でて解次に取り協力する以外にならない。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現時点においてもまだ問題は多い

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

持つありました。
運転免許です(年金記録問題として)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

保険料の収支のあり方に現在の仕組みでは整理の
力が足りないと感じています。
収支の一元化も実現され年金制度や年金本位の
確立が求められる。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

持てありませんが、会社からの雇収振り分け相当あると思います
 試用期間後に取得される
 生年月日で本人が意図的に変えている
 代名を源代名で届ける。
 年帳も会社を経る有渡勤時に交付を受けた(会社に仮正を
 知らなかったため)
 また、転勤時に元の端末、新での取得年月日が相違している
 等いろいろあります。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

持てありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

以前から現場では旧台帳の収録や名簿の保存(マイクロフィルム化)など本筋に迷走していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時迷走していましたが、近頃に対応心地いいれば、今回も様なことはなかったのではないかと思つ

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- 複数的なミスや多款あると手入力されかねれ等、
- ・勤務してても未加入者が存在する(建設業タクシードライバー等)
 - ・名前等が存在する(生命保険会員の賃料支払い者等)
 - ・就職時の氏名、生年月日へ虚偽申請及び誤記等が存在する。
 - ・会社が勝手に年金を立てさせて本人が知らない、認証がない又年金の解消も直ちに、本人が無断で退職した場合は解消されない等。
 - ・職場に勤めて、加入しているかどうか本人が知らない等、不連合、不完全な記録は存在するかと/orある。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金年率の便のよう、一連の時期の本人の確認を
始めると同時に年金請求書の「公的年金未加入
期間(略期間)」の確認と本人の異議の有無の
確認を兼ねて機関を変更する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来老齢するころで生き残るために記録があり
預貯金通帳と同様大切であり大事に保管
するよう指導していた。
年金等については、年金を受け取る方法によりられていた
が、不正、誤解は当然(子を置いてたまごを
三名、又、預貯金が不正と不営利活動したがる
が原因で考え方の違いが原因。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみだ場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1人一番多く基本にして、定期預貯金を複数口
統合するよりは本口の本指導にて。
方針は紙面帳であり、書類作成の迅速化のため、書類を多く
朱体で書く場合は、新しい書類を提出し、既存の書類
との場合に統合と言う処理をしていくことを確認して
いるところ。
毎週、1人一番多く、最も基本的と合めて記録を
一元化し、範囲辨別、本法人以降は必ず記録を出し、
預貯金、定期預貯金、記録を記載し、本人の確認
を終了するところ。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に存じておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施している対応策を、時間も経ても着実に進める以外の方策はないと考えております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金支給の各種届出書類を正確に処理するには行政の立場にて適正年金記録の管理が常に認識されています。今月の年金記録問題は、退職後へ成16年の状況、マヌス等で年金記録の実態が報導され承知下さい。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみだ場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金審査の未統合問題については、行政の明らかに不合理的な論外にて、大臣を要因は届出前は義理であるのではないか、と改めて感じております。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本府)	a. 本府部長級以上 b. 本府課長・室長・企画官級以上 c. 本府課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本府)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本府か地方府かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

かりません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- ・基礎年金者として加入される以前は、被保険者の年齢、生年月日は本人の由立てにより会員登録され、社会保険準備所にて記録されている。これにより、1人の被保険者が会員登録された場合は、又は個人登録と整理するにかかる数ある。
- ・これがでゆるに、このような事例があることを仮定し、社会保険準備所では、年金記録を統合できない旨を伝えておられる。
- ・以上のような事例を整理するためには、被保険者登録に際しており、年齢請求書等へ記入して統合、整理する方法がないと考える。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 1 (後回し) でのお預りや、年金を本喫みで年金額誤認、請求書も多めに受け取る際に強く感じていました。
- 記念品の購入の際に多くの時間を使い、請求書が過去の記録(取扱)について記載せがなく大変苦慮していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・記録(取扱)を思い出してからためらいでいた結果か、同僚達の名前を思い出し忘れない、そういう名簿を探したり整理することで事例がありません。
- ・基礎年金額が支入され次第は、最初の二ヶ月はりは止めています。
それ以降について、何が被扶養者の名前、生年月日等を確認できる方法や添付されるか、会社にて年収を申請部屋へ持と記してあるときは年金問題を発生しないように心がけます。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- 平成16年の「住基ネット」による確認がされるまでは、事業主からの届出に基づく記録の管理であった。雇用条件に合わせた『虚偽の生年月日』・倒産等の事情により『偽名』での届出が総合調査の段階で多々見受けられた。
- 勤務先が替った時に事業主へ「年金手帳」を提出せず、また事業主も催促をする事が面倒となり、初めて「資格取得」をしたとして安易な考え方で届出をしていた事例が多い。その結果、複数の手帳を持つ事となつた。
- 昭和40・50代の頃は、被保険者の中には保険診療が受けられれば事が足り、「年金」への関心は希薄であった。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 被保険者に「一番身近な市町村」を国民年金業務から遠ざけた事が最大の損失となった。「地の利」を生かす事が出来ない。
- 通り一遍の「年金教育」ではなく、義務教育の中で「年金教育」充実させる。
- 「年金手帳」交付時に単に郵送するのではなく、「手帳」と「年金記録」が如何に重要な認識させることが必要。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ①「年金記録問題」は結果として、国（行政）として「政策」及び「周知」が十分に図られておらず対応の遅れは認められないが、一方、「年金制度」に対する事業主及び被保険者の認が希薄であった事も事実です。
- ②平成9年の「基礎年金導入時」に、社会保険事務所と市町村が合同で複数の年金手帳を所持している者に対する「届出の勧奨」を実施して、半年余りの「届出期間中」に膨大な件数の「統合処理」をしたが、これらの事業は公表されていない。
・当時、もっと徹底した対策と国民の協力があったならば、「消えた年金記録」とされる件数は大幅に解消されていたと述懐する。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

«「年金記録」が生じた時の対応»

- ①「年金記録」の中には「入力誤り」だけでなく、過去の記録は事業主からの「届出誤り」も多く存在する事から、事務所単位に設置されている、行政の良きパートナーである「社会保険委員会」と「社会保険協会」に協力を仰いだ。

- ②「年金記録の現状」「過去の経緯」等を説明したうえで、「記録整備」に対する各企業の協力を得た。(企業の委員から、従業員・家族への「周知と指導」。)

«現場の実態を完全に把握した上ででの対応が必要。»

- 「年金問題」に関する全ての情報を公にした上で、長期的なスパンの計画の基に次のステップに行かないと、益々、年金制度に対する国民の理解は得られなくなる。

- 5,000万件の記録の中には既に亡くなった者の他に、事情によって届がされた『偽名』・『虚偽の生年月日』が含まれている事を 국민に説明し、理解を得ることが先決。

- 「1年以内に最後の1件まで…」等のかけ離れた発言は、全く現場の実態が何も分かっていない。これでは国民も離れていく。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

国民年金保険制度は良い。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金裁定時に本人の申込、履歴により、年金記録は整備できぬと思っていました。
支給内閣時代のこと。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみだ場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点としては、
1. 一定期間に本人に記録を通知すればよろしく。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="radio"/>	退職者 <input type="radio"/>
所属	本 庁 <input checked="" type="radio"/>	地方庁 <input type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上	
	b. 本庁課長・室長・企画官級以上	
	c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	
	d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長 *平成11年度までは課長	
	f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹	
	g. 事務局課長補佐・係長級以上	
	h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長	
	j. 事務所課長級以上	
	k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去の金利改変について、謝りしていくしか国民の不満を取り除くことはできまいと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していた頃には、このような問題はございませんでした。
この問題は、新聞、テレビ等で報道されていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 運職してはいため、自分自身が対応する方法がなく、特参考させて貰いました。
2. 国民年金については、以前各市町村(税収事務が行われた市町内会等の納付組織)で実施され、その納付証明書が報告書に基づいて社会保険事務所にて記録されていましたが、こうして取扱いが証明書の不一致などを起こしたのではないかと思っています。
厚生年金においては、雇用保険と健保、厚生年金とセットで適用、徴収をしていますが、このような問題が起つていなかつたのかなと思います。
これは、これがどの問題であるかと思いません。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 医療、管理官 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

名案は用意いたしません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

本庁の指示に沿うる、適正に処理をしてまいりました。
年金記録は、業務センターの大型コンピューターで管理され、
万全と思つていました。
また、この問題を知ったのは、新聞、テレビ等で、いわゆれば
覚えさせられました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるお考えですか。

よくわかりません。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上 (医療販売課)		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

皆にあります

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

思ひあたる方法あります

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

方の指揮に従つて処理してかり正しく処理されると
思つたのでした。いつごろかわからず人の新規登録ミス
等で気が付いた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

資格取得済 ナビ、伝承手帳で年金制度の確認を行
う。特に支給手帳では年金支給額と支給額を
見るといい異なる箇所を12回に複数あります
この実際改める
必要があるのでは

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- ・ 地方勤務者は、すべて処理して進達したにもかかわらず、整理されていない事が原因であると思われる
(社会保険事務局) (事故リストも本庁は整理していないのではないか)
- ・ 一番の被害者は、社保事務所である。
- ・ 地方では、完全に怠慢して本庁に進達しており
本庁での整理が出来てない事に腹が立つ。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- ・ コンピューター化されてない記録が、本庁にあるなら
整理すべきである
- ・ 被害者の記録(大正、昭和の前半の生年者)については
は、各自照会しても、遺族はわからないので、督促等で
処理しては。
- ・ 年金記録は、完全に解決出来ないものと見えて
どこかで、本庁を引く事も必要ではないか
(被害者の記録は困難であるので)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・事故リストで完全に整理されていると見て
いた。
- ・500万件が発表されて初めて知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でもう場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・現状の事務処理では、怠慢をやみにして避難せ
いろ。

ご協力、ありがとうございました。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 被検査者へ入社と賞与取扱いの相違による
過去の賃料より年～50年後は多くつく。
2. 被検査者が年月を差しめて入社している例
がある。
3. 又年金被検査者証が保険証社大切にされば
すぐ新証交付し、その後取消せ整理せり。
なめ。
4. 厚年の賃料記録と業務ヒーラーに進業してゆく
業務ヒーラーが十分整理しておきたいところ。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 現っている限りの記録を整理と本人への説得。

この用紙は、公表する場合があります。

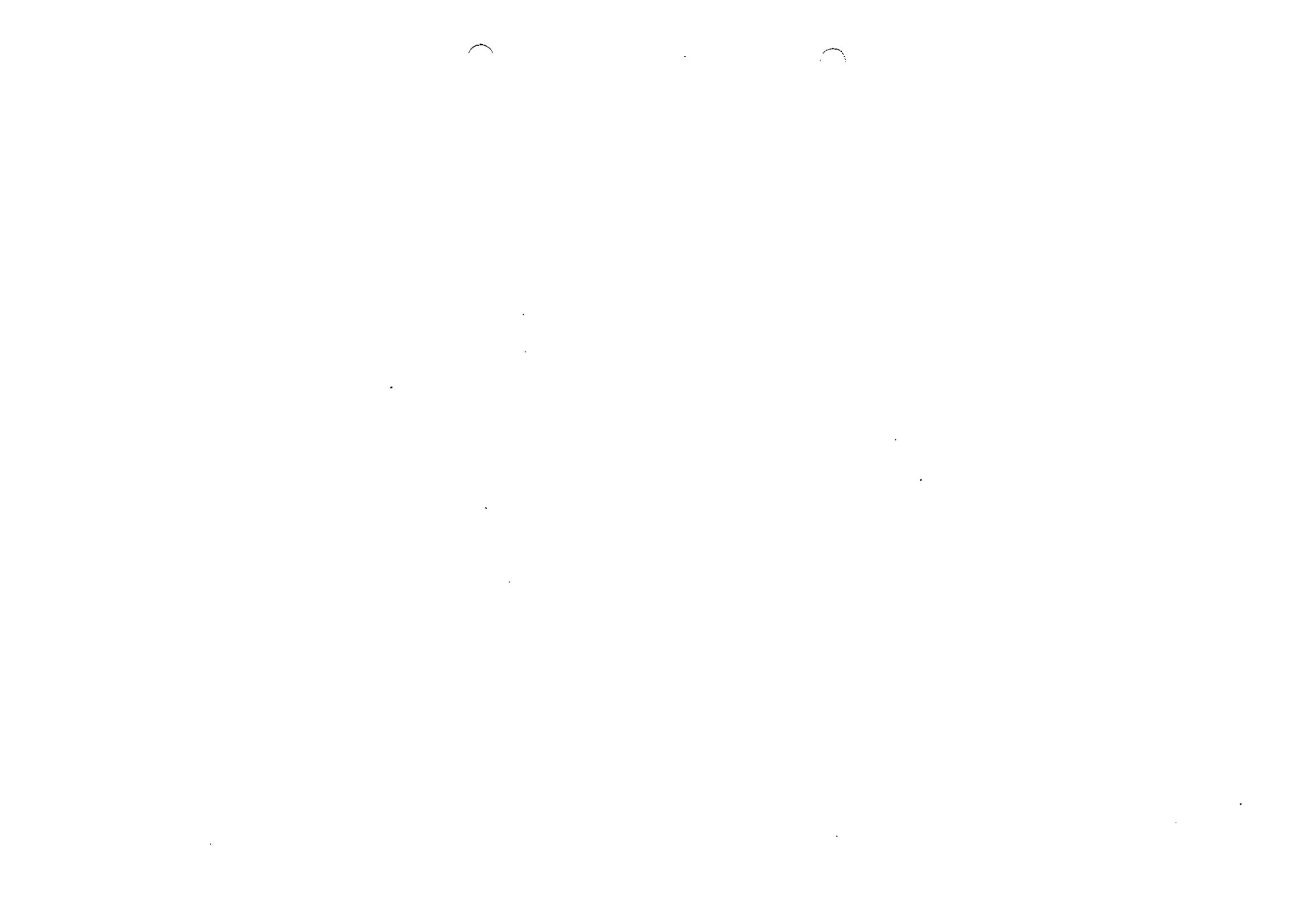
(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

（記入欄）

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

（記入欄）

ご協力、ありがとうございました。



必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="checkbox"/>	退職者 <input type="checkbox"/>
所属	本庁 <input checked="" type="checkbox"/>	地方庁 <input type="checkbox"/>
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

コンピュータ管理されている年金記録の補正処理作業の過程で、いかにも生年月日等の事象を知りました。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録に関する国長の信頼を得るために、現在進められているすべての紙台帳記録とコンピュータ年金記録との整合性を大切に思ひます。

また、全国規模による戦略から紙台帳による年金記録の保管状況や把握も必要となるかと感じます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は将来給付を受けたときに必要なものであるため、正確に記録を管理することは非常に重要なと考えていました。当然のことながら、年金記録が不正確だと、年金記録の補正作業の過程で不備記録が多くなることには警戒していました。
年金記録の問題が発生するまでは年金記録は正確に管理されないと想い、年金相談等でもコンピュータ記録が正しいものとして扱っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみだ場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題が発生した後は不備記録の補正作業を細やかに終えようとするために、年金記録を正確に管理するよう努めました。
反省点としては、記録補正を行うだけでコンピュータ記録を正確に管理せずに紙台帳等を管理していく記録保持事業主等から届出された履歴等をどのように方法で管理していくかを考慮する必要があると考えます。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施されている方策以外に担当がつかません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題がありそれが認識されていました。
退職後、新聞等の報道で問題の存在を知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・ 他の元から進退歩取引年金記録を業務センターへ移行処理(ハナ入力)
に際り、データ体制が不十分で反映されず、
基盤年金番号が導入工事で重複、改めて年金番号を新規化
せざるを得ない(複数取扱所に登載されていることを考慮して処理)
二つ目、一人の被保険者の名前が保育園に登録につながらず、
年齢誕生日が一致しない。
(未統合の状態)

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

被保険者が再就職の時に雇用に不利にならないよう生年月日と
若く偽って届けたり、過去に就職したことをなして新しい厚生年金の
番号が出しを受けたり(※ケースや在日の入り通称名など)户籍や
住民票で確認をつかない。(なくともあつた)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人に確認する方法はないのは。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ① 日民年金は夫婦が加入しているケースが多い。個人事業の場合資金繰り悪いう場合は、車か会社で1ヶ月時は当面、主人の保険料だけ納めていくこととする。年度の保険料徴収に行ったら日に実態とに知った。
- ② 厚生年金の場合、資格取得届に取得翌日を月の初日、給料日の計算日。資格喪失届に喪失翌日を退職日と届出といふケースが多くある。
また記録について、社会保険事務所で直連簿は八重町の業務課に送付していたから収録されていると思っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ①、②のケースは保険料は納付されないなど未納として取り扱う方は多いのではないか。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	<input type="radio"/> 退職者
所属	本 庁	<input type="radio"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主任幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記憶なし

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	<input type="radio"/> 現職者	<input checked="" type="radio"/> 退職者
所属	<input type="radio"/> 本庁	
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上	
	b. 本庁課長・室長・企画官級以上	
	c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	
	d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長	*平成11年度までは課長
	f. 事務局課長級以上	*平成11年度までは主幹
	g. 事務局課長補佐・係長級以上	
	h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長	
	j. 事務所課長級以上	
	k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

角切りません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

解りません

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

解りません

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

各機関によって適正に処理し
審査を厳重に行はる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中、この問題を問題が、分からぬ。

その後で知る。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でもうた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

何でも適切に处理すれば、問題が、あります。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職 以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。		
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

な し

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ア リ ら な い

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記事項はありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特記事項はありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

老後の生活設計の根幹を占め非常に重要な部分だと認識していました。
年金における資格関係や審査等に対する審査請求は、当時、他の税制では異なり、年、複数回であり、全く解決しませり、現在も年々年金として精算されている件数が増えていて、想像するにかかる状況であります。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でもみだ場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録への正確な管理を一つの取り組みでなければ困難があると認めたので、
他官庁とのデータ連携などを進めて、より有効体制を構築ねらうとするには何より。(例えば、現在
行っている被保険者の被保険登録との連携止めと被保険登録における被保険者登録の
取扱易易の改定と業務負担の軽減)
又、資格変更確認通知にもとづく申請手づけの被保険者等への通知の実施強化が課せられる。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

なし

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

本人は加入を申請せず、

貯金の時代

- ① 加入しない方が加入している、
- ② 会員登録があるが、結婚の際に夫婦として加入している、
- ③ 1年以内、6ヶ月(つまりせんし)を月額で一回もしていない、
- ④ 市場評議では社会保険機関が年金の私的年金を

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題って全くあらへん!
あればそれを東京へ連絡を送,
てめと見ていい。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

[Large empty rectangular box for writing responses.]

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

最後の一人大事……と古き意氣込み これからは大切
なハジではあるが、然しそれは不可能なことだ
これまでの膨大な労力費用を考えると、現政権が良く
言う費用対効果も考慮すべきである。
現在進めていた作業が終れば、全てを終息させねばなら
ず是れを容易に収束するとしても検討める。
これまでの努力の経過を国民に公表し終息宣言を行
うと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は問題意識はなかった。

問題が存在するとは知らなかったが、國会における議論や取り扱いされた騒動です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でもう場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるお考えですか。

退職後であり、対応力術は全くないが過去の一員として
15万円を払おしたとしてせめてもの償いと思っている。
(反省)

「消えた年金 5千万件として、あれに大きく宣伝され、必要以上に国民に不安と不信を与えたことは非常に残念でならない。
全て元凶は社会保障にありと、組織解体するとか
改収につながる可能性がある、年金・医療・福祉の根幹である
国が運営していることを国民に安心感をもつてもらいたい」と信じる。
直接

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	<input checked="" type="checkbox"/> 退職者
所属	本庁	<input checked="" type="checkbox"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

なし

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職 <i>係長</i> <i>課長</i> <i>室長</i>	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

。特になし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

。現行の方策(特別検査)をぬける後で行う以外に
思ひりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 前(業務センター)掲示により地元記録、台帳等を複数見ており、セシーランチシートの記録への収録が何年も前から既に問題となっていました。
- 数年前のススコミ等の報道で、数千万件から数億件の記録が存在することを知り驚いておりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 制度上の改善点として、厚生年金保険被保険者登録取得時に、アカウントの化名、生年月日の確認規定がなく危険や、特に女性によくある年金の「さばよせ」による漏れが認められる事例。また事業所を新規にて適用する際に健康保険のサブの適用があることでも内容を複雑にしてしまうことがある。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

回答票④

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局)	
	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所)	
	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)、「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和49年1月～63年4月、健原洋蔵、アリバイト担当の在任中かアゲの仕事を担当していました。

- ① 事実の確認書類を始めとして常務会議の資料がめりこむも枚数多かった。
- ② 昭和49年4月から算入金有賀義典のCR帳票によると入力会員の障害も、アルバイト通り障害(しりめん)なし、歩行も、歩行も多め、入力(けり)に難い。(前例の人は歩くのが苦しい外)
- ③ 自由時間で現金の回収金の算入計算のためと、保険料も手入金等へ切り替える管込金と同様にアルバイト料金があつた。
- ④ 歯帯効用以外のり若時症の業務について、全て名跡取扱により対応する姿勢は火やかな印象が定じた。
- ⑤ 里田時形先生が行なった業務について、当時の不規範性は、車椅子点検、呼吸合せ等のエレクトロ音をターンループでつなげながら、
⑥ 50年5月、W.M.算入算出後、操作説明にまた、[]が社会保険の義務の仕組、換算入力又は理逞性をされば、内蔵ではなく入力会員とされるという限り認め答應等も書いていた。(このことは、[]が迷惑し、社会保険負はる差ししているので、お小遣りで間いいました。)
- ⑦ 大局的みて、社会保険正規転換の責任感のなさ、やる意のなさ、横暴的攻撃の欠如が大きな要因と感じます。(最も大きいは他の外的要因に付す走り立てる方)
- ⑧ 少しおれの時、点て、これは持参せず次回提出が並じてあることを、明白に感じられ

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省として挙げられるかお書き下さい。

- ① 朝あさとく見聞から、第3章基礎面の考え方にはあつた。アルバート・トマスは「かぎりない」ものではないが、「必ず」正統な思想が教科書から、点検するふうで「思想教育開拓会」をつくって上院に提出したが、その上院では高標準のものが組合の定期賽で「全く」用意入れてもらひます。昭和53年4月25日
かく、審査の報告書は陸軍事務所へ在達せらるてゐる。
- ・ こうじて見ゆるが、當時の教科書には物語的的な手法とり島崎のやうのは、おへてアルバート・トマスを見てといふ手法であつた。正統な戦いを勇猛過激な手振りで示す筋筋
- ・ 昔時は勞働者たぐいが見るまでもなく、人車上の差別を受け盡方に左遷され手倒かれて、どうしてこんな事が走るのか。一休が力で官吏者などの口を塞うことが多かつた。
- ・ このような情勢でしたから、参謀会に走るが、耳目の中には組合の怠慢後で封跡者もあり、積極的に運動に取り組むひとの耳目には、常に危険をもつ。物語かない手次が多かつた。
- ・ こう情勢に、提の管理層(伊藤寅作、國寺津長は除く)は全く異常には対応できぬことなく、官職者たぐいの賃金等システムは全く云つていい。従業員能はしなかつた。
ハサウエーは、本の宣伝文にもよくこじなく、期待もしていなかつた。
ナッシュ、ソーラー、殿田は、なんじ形骸化していん。(何の根拠もなし)
- ・ 以上のように、社会を守護する、世が争うのの実像は、いかにも言えども思ひます。
本行の若者、指導者は、が進むべき道は、必ず管理層を通じて私的の一朝一夕漫遊は上意下達されないのであるが、それは当然の事ながら、正確な知識を第一とすると、指示を渠付せられ一歩歩かず歩かずあります。渠は管理層から苦惱創意との奥深さもあつて、極めて身勝手な意見を述べた。伊藤寅作も國寺津長も、社会を守護する使命があるが、それが到底認められない。
- ・ 今更、もう少しめざし仕様のない事を書きましたが、「保険一家」という開創的的体質、「歴史的」として、出発、「先づおれ」とは振り舞ふに立たつた。一方、其當の名前、「全く積極的」を放ち、瓦解しないでいるのか、持つて置きと今日のよろ、「世から離れていた」、到底、お抱えと思ひます。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなた
がご存じでしたら、具体的にご教示ください。

思いつきません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよ
いとお考えですか。

特効的な方策はないと思います。思いつきません。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

36年～40年年金制度が発足し皆年金時代
となりますが各年金制度が独立して運営さ
れ制度内調整がされない
十分

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金の記録は、加入制度が変わると
個人の記録を管理
例、Aの記録
国年、厚年、共済、…
これら整理する。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かのいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたが。

在籍していたとき、問題認識はありませんでした。
基礎年金が支払う導入で、どんどん統合、整理されるものと
認識していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人海戦術ひめいせき時間を持ててもすべてを解決することは出来ないと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ~~年金記録では誤記載してばかりで~~
厚生省の記録においては、さりとて被扶養者欄に「有へ立派ひい」
が記載されたものについては、該欄を確認して削除進捗していく。
国民年金の被扶養者欄については、該欄をカセット追加されたり
進捗していく。
年金交付券については、該欄が記載してある。
○ 政府の申立て問題が大きくなり、そのため大臣は件数がある
ことを知った。
基本的には、進捗を経て事務処理していく方(審査
センター)にて検査が有る。
~~地元市は年金記録を対応しておらん~~としている。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 年金記録を一概に誤りでやつていいので特段の対応
はない。
- 全国から大量的の記録が行(審査センター)へ進捗されて
それをどのように処理するか実際の対応を考えておかないと
いけないと思われる。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

あります ✓

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかります ✓

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

田舎帳では、年金記録帳を定期的に業務センターに送っていた。
遅延において現場事務所では、担当者ごとに個々の年金記録内容
を把握し、担当(遅延担当者)が遅延検査にて、業務センター
に送っていた。
コレセューターに收録されたのがあった時は、業務センターへ
連絡は問題があつたと思う。
この問題を知ったのは、新聞等で報道されたことです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現場の意識がない。業務センターへ事情を伝える体制
の問題があると感じます。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○直近事業所の派遣従事者である事業者が、本人(従業員)に金からせあ、一方的に事業所の金銭(禁止)の届出(引渡し含む)を差し出し、ついで事業者があつたこと(過去の年金)を差し出します。
 ○本人(被保険者)の責任として、
 ①前項と隣にて年々と事業所(取扱)を代えて、その者や度新規の年金手帳の交付を受けていること。
 ②20~30年先に受けられる年金より、日々前、当時の生活資金に充てぬ事など、当時、何度も被保険者金を受けていることを忘却(隠して)保険料を掛けていることのみを主張していること。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金制度的なるも含めて現社会保険制度に對しても、将来像がはっきりしていらない限り、何よりも基本的な是正をめざし早く着手しめりと要が最もうかと実現します。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 現役時代は、本人の将来の老後生活を保障する重大な問題として意識するもので、遅くに事実を届出によって提出するようになってから、交付され五年後には支給率が年々落ちることに気がついたこと。
- 4～5年前、現・農林厚生相が国会において皆老（いじ）とまことに初めて言つたこと。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのに対応しようとしたか。また、現時点でのみの場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるをお考えですか。

- 少くとも発表されていることが事実であれば、即ちに察知したことである。
しかし退職後20年以上経つといふ現状では、老农衛言う向是覚るよないめに時々会員登録料金を払うことのみあるが、カウンターサイドに見覺していると、身量は山積しているが、書類もパソコンによつて機密文書で設置している知識技術能は勿論だが、あるいは算術、その他の取り組みにより精神的貢献がどのように見受けられる。少くとも休憩（息）時間には耳を貸すで、率直に連絡、相談し合って、常に相互の心の距離を持っていたらことも、事故防止の一要素であらうかと思ふ。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

労使に關係なし
日々誠実をもって事務処理
にあたる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

どうのうる誤認識をしていました
が
気がつかなかつた

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみだ場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 会社に就職してもすぐに厚生年金保険者となりず、社保へ届出しない。(本人は知らないが、前半期間は作業負担となっている)
1. 国民年金の住所を転々と変えてる場合、納付金額の合算をどうすればいい(仕組みに説明があるかも知れない)
1. 国民年金の創設時代、遅延も含め、何等の問題、ありました。
私が納付せりませんでした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	<input type="radio"/> 現職者	<input checked="" type="radio"/> 退職者
所属	<input type="radio"/> 本庁 <input checked="" type="radio"/> 地方庁	
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一件一件確認して、記録を補正するしか
方法はないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題があるとは認識していませんでした。
公表されて始めて、知りました。
今た理解が出来ません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地元よりも本府の問題認識力”どの程度
度だったのか。具体的には解りません。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

「年金記録に問題に関する記述について」に記載されている事象以外、具体的な問題事例を得知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問1記載があり、具体的な問題事例を得知せんので回答できません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成元年頃、健康保険組合、厚生年金基金設立時に付ける資格記録の組合で不完全な記録が見受けられていた。年金記録に不備があることは認識していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるときお考えですか。

質問3記載の通り、年金記録不完全の発生原因が届書記載の記録と相違しており、原票記載又はコンピュータに記録入力する際、△記記入欄に△はないとありました。

人間が行う検査には誤りが生じるは自然であり、入力ミスの発見は審査の段階から確認する方が確実だと思いました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- (1). オンライン以降は、入力から保険料計算と連動しており、適正に処理されていると思っていた。
- (2). 年金記録時に職歴と記録照合しており、残れがないと請求思っていた。
- (3). 年金の記録問題については、小泉内閣以降色々議論されこれまで想像もしなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でもう場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられると思うべきですか。

- (1). 本庁と地方庁との連携に問題があったのではないか。
- (2). 年金の記録問題を、全体的に誰かが掌握していたのか。
在職中には現在色々言われている問題は聞いた事はないが。
こんなに大変なことになっているとは、年金問題より誇張されていっているのではないか。未統合記録が千万件が、すべて消えた年金のように報道されているが、もう少し丁寧な説明が必要ではないか。
- (3). 長妻大臣には失礼だが、年金問題が政治的に利用されたのではないか。報道されているように、千万件の記録が消えたのであれば、暴動が起つても不思議ではないが、国民はいたて冷靜である。問題があれば役所の窓口へ御足掻いでければ一部の時間かかる者を除き殆どどの者は解決しているのが実態ではないでしょうか。

ご協力、ありがとうございました。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

未統合記録(5千万件)について

- (1) オンラインへの切換入力は本府で一括処理されないか、その時どのように入力されたかは地方府では詳細はよくわからない。
- (2) 年金受給者については、年金請求時、本人申出の職歴と記録を照合しており、年金支給額に記録が反映されており、オンライン上未統合のもののが多数存在するとは考えにくい。
- (3) 記録を統合しても年金受給要件を満たさない記録が多数含まれているのではないか。
- (4) 未統合の最大の原因是、加入員が複数の年金番号を持っている事にある。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- (1) ねんきん特別便を送付しており、基本的には本人からの申出を中心に対応する。
- (2) 今後受給権が発生する者は、年金請求時、本人の申請形態と記録の照合をより厳格に行なう。
- (3) 合帳や名簿の記録を全数照合しても、オンライン切換後は記録の変更・訂正があった場合はオンライン上の記録のみが処理されているので、照合しても効率的に効果がない。
特に名簿の場合は、名簿から直接のへかではなく、届書によくかれており名簿照合してもあまり意味がない。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	<input checked="" type="checkbox"/> 退職者
所属	本庁	<input checked="" type="checkbox"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞報道等されてる事案以外に
別の内容のおは思付ません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。 上記1つ?

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

よく知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、オンライン化に向け市金の整備を行つてある時期で、オンライン移行に円滑に行なわれるよう念願してました。

現在のような年金記録問題が生じるとは思っていませんでした。

この問題を最初に知ったのは、国会の審議、マスコミの報道等で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

処理過程の詳細をよく知らないせいで、正確なことは申し上げられませんが、多量のデータの整理を怠り、確認が十分でないためではありますまい。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	<input type="radio"/> 現職者	<input checked="" type="radio"/> 退職者
所属	<input type="radio"/> 本庁	<input checked="" type="radio"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
①事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

矢川さん

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

不正はやめはめりにて、すべて政府の責任で年金へも増すべきと思ふ。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録を問題認識したことにはございません
今後問題にされてから

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方府
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- ・被保険者本人が、新規勤務する際に年金制限がある場合、生年月日を偽りて、入社時に重複して年金番号が設定されてしまうケースがある。
- ・又偽名を使って新規登録している間に、何件か登録がされている。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- ・厚生年金、介護保険の回数枠未使用かつ年齢に入党処理を行い、年金制限を行なう。
- ・本人が生年月日、氏名等を偽りて年金が貰っている場合は、本人が持つ本人の情報のため、本人より申出があり、時に調査確認して新正処理を行う以外にないと思う。
- ・フリガナのない名前や被保険者登録からの問い合わせについては、名前は色々な読み方があるため、正確なのは困難となる。が漢字で統合番号が決まるので新規登録を行なう。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・年金記録は将来年金を支給していく上で、非常に大事なものと思っていましたので、届出書の処理、確認には常に気を付けていました。
- ・このような問題を最初的には、新聞やテレビで報道されたのを見て初めて気が付きました。
- ・厚生年金の田舎長等については、社会保険庁の業務センターへ説明の連絡を行っていました。コンピューター入力は、業務センターで全て実施されたものと思っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でもみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるをお考えですか。

- ・届出書等の処理においては、誤りのないように、常に気を付けていました。
- ・確認については、届出書を入力候補リストの整合を行い、正確に記入していました。
- ・基礎年金欄には未統合の記録約十万件の内訳が不明ですが、厚生年金の被保険者欄に専用欄でコンピューター入力されていない割合が多かったです。併設 didnt、理由を理解し、それをより正確に記入するよう努めました。
- ・旧制度では、ぶりかごく算されていましたので、入力の際に、括弧を省略して入力され未統合となりいるのではないかと心配です。
- ・保険料の納付問題については、現場へ対応して、本人へ申立てのうえで個別に説明するは困難で、社員登録等を施設レジット登録の方法で対応できないと感じます。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者: <input type="radio"/> 退職者: <input type="radio"/>
所属	本庁: <input type="radio"/> 地方庁: <input type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)	
a. 本庁部長級以上	
b. 本庁課長・室長・企画官級以上	
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上	
d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
e. 事務局長 *平成11年度までは課長	
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹	
g. 事務局課長補佐・係長級以上	
h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	
i. 事務所長	
j. 事務所課長級以上	
k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

昭和38年6月に地方へ採用されて以来、年金記録を名簿方式→原稿方式→オンライン方式への切替作業へかかり、その都度慎重に作業したが、事故リスト等により、さらに複数作業をし、地方公職員としては万全の年金記録の保守を考えていたが、誤謬の問題が又々起こり報道されることは多かったと思つた。

地方の作業を中央方ではどう処理されていたのか到底想像がつかない。また公職員ではない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録はどういうものか…を真に理解した職員等で丁寧にやるべきではないか。
処理期間を決め、大勢の意見収集等で協議して、早くいくのむがうんが機関である。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

自分が在籍中には、年金記録の問題等考えていなかった。
何故か、事故がおれば、Vの新規適正に処理し申請へ進む
いていたから。

平成11年4月退職後、民間企業で年金に関係する仕事に
就いたが、Vの企業(██████████)に在籍中
も年金記録問題は意識していなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしたか。また、現時点でみだ場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

全国の年金記録を保管し管理する中央府の職員等に
記録の重要性が十分認識されていかないから。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) <p>(地方社会保険事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> e. 事務局長 *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) <p>(社会保険事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

平成19年前は、厚生年金は取扱業者ごとに別々の番号を発行しているケースが多く見受けられます。世間の一部の方々はこのことを理解しておられますが、この原因は制度自体の不備が問題と思われます。しかし、すべてが社会保険の責任のよう扱われているのが残念です。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に一件一件ていねいに処理していくしかないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成8年頃 年金相談業務を担当した際、請求者の氏名検索で20個以上の厚生年金番号が出てきたことがあります。数件程度ヒラの手珍りくありませんでした。

基礎年金番号が導入されれば 数十年先にはこのようなことはなくなるであろうと期待したことを感じています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるをお考えですか。

年金請求手続きは銀行等の人任せのではなく、本人自身で行うよう、事務説明会、研修会でお願いしました。

しかし、現状はまだ十分ではなく、せっかくの確認が十分行なわれていないのではないかと思われますが、諸々の事情で難しいのひょうか。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号の導入前は年金制度を管理であり、そして同一制度の下で貯蓄の度に新規加入者といこ年金手帳を取得するなど複数の年金番号を持つ者が多數ありました。基礎年金番号の通知に併せて照会をして統合を進めており、まだ仮に未統合となるとも年金請求の後際に解決できるものと思いまして。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でもみだ場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答がなく未統合のままのままで、年金請求の後際に確認を行って十分に調査することとしていますが、方として早期にアドバイスしていればと思います。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	<p>以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。</p> <p>(本庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) <p>(地方社会保険事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) <p>(社会保険事務所)</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・国民年金の納付額について、大槻同に於て、ある叫ばれ見子病院に
大いに大いに是れ、親子の子の子が納付して外國以外はおいて
納付で現在に於ける事象が現象として少なからずあつた。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

上記の問題に対する本人の説明(10年がんばれ) 暖昧な点、
道正は公正で判断できるとは大変難しいと思う。納得いくまで
解決する方法が早く見つかるといつ意識は持たず、かくして年金制度の
根幹がある公平性を認識して対応してもらいたい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金の設定について、金額の算定に付し、手帳録票の誤合で(たぶん)日々率は極めて悪かった。この状態の広報や普及をしきりやっていながら、こそこそ問題を抱いていたのかなと今思ふ。されば年金請求の際に、その説明が確実であるからこそ、現場の日々の要望に対する広報や普及でせず、10年近くも経過してこの問題が問題になっていた。残念で仕方がない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみだ場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険の年金問題に対する不信感を少しでも払拭する為に講一杯の努力で講義を改めてやべきだったのがある。
ただ社会保険の外が悪いという概念では根強くあり、信頼回復にはまだ時間がかかると思われる。
社会保険の年金問題以外に(質問3)の様に本人が回答してくれなければならず、専門知識への理解が薄かった事実など、専門知識者と会社が協力することで、新規事業が生まれたなど、多くの要因があることを認識すべきであったと想つる。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-161

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

旧官僚の収録未消しで、なぜか何千万件もあるとのことで、その原因が何故不能な欠陥や誤りなのか、あるいは収録を放置されてもおかしくありません。
 旧官僚の時代から本邦に移管する業務は昭和50年代に行われたものと記憶ははない。その時に作業は旧官僚の手での内容を集積し、不備事項と補強整備して進捗していく感じ。
 この作業は量も多く大変苦労して記憶があります。その旧官僚が何時何件も収録未消しということは大変ショックです。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

具体的に申し上げることは、出来ませんので誠心誠意調査していく以外にはないと思います。
 また被保険者の加入期間確認について、不得や虚偽の申告はせつがない所が必要かあると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金業務の担当時代は非常にやりがいとは寧ろ年金
業務を怠りて持つておいたいと感じました。
年金の請求に際して加入期間の確認(変更取消)
などの調査で自分の勤務にて事業を行なう所在地、勤務
期間等を忘れていたり、加入期間へ確認が不鮮明な例が
ありました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるかお考えですか。

上記(3)の問題については、制度上のこともありよけい
常識講習会や、医療報償等で耳三つから通用事業者で
被保険者の指導を行なっており、理解度も高い
が、

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
①事務所長 i. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

記録の問題

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

方策はないと思う。
記録中心処理

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

直近に処理していたので問題にはほとんど
思いもせんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の重要性を考え日常の業務
に直近より対応に努めモードで

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) <ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) <ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なんらん特別便の運行後に宛所不明で返送された者に対する迅速な処理、
年金表記請求時に充分な開き取り。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍12ヶ月前には、特に内閣認識は持っていなかった。
在籍3ヶ月を過ぎた頃は、テレビ、新聞紙上で取り
上げられる事多くなった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみだ場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

オンラインへの切り替え時に通帳を照合確認が
手間ついでなので手がかかる。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かのいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の状態が今がうらやましく思え
うかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後、年金記録の問題が発見された。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の対応の遅れ。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input type="checkbox"/>	退職者 <input checked="" type="checkbox"/>
所属	本 庁 <input type="checkbox"/>	地方庁 <input checked="" type="checkbox"/>
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		<ul style="list-style-type: none"> a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		<ul style="list-style-type: none"> *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		<ul style="list-style-type: none"> i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

会社に再就職するとき、本人の都合により前職なしとして、就職し、厚生年金保険被保険者証を新規に発行されて、厚生年金の記号番号が重複発行となるケースが見られました。

会社へ就職し、厚生年金保険に加入するとき、事業主の届けにあり、社会保険事務所は事務処理を行いました。

届けの氏名、生年月日には規則上、公的証明書などの確認義務はないので、実際上の氏名、生年月日とは異ったケースが見られました。

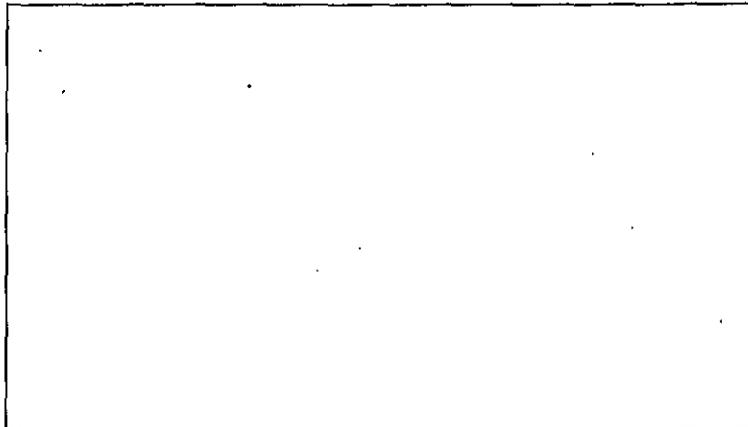
(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録は全国民に統一された番号をもつて、記録管理を行うこととすると思います。

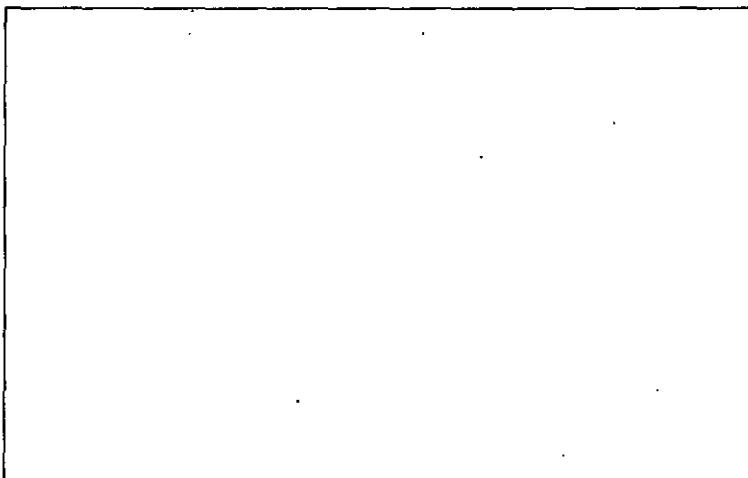
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③ 34-166

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

別にあいませんか。細部については私が年金担当で経験していまして。(特に年金請求時に)
 1. 終わる期まで生きられる人は、性別の名を通常名で記入され、一方かけこまらんしやしまして。(女性の方は略称登録者、男性の方は「かけこまさん」)
 2. 1と同様の年次生まれの人は、終わる40歳までには、生年月日を書かなければなりません。(例)1月29日生→1月1日生れ)
 ① 終日の生年月日で記入する(例)1月29日生→1月1日生れ)
 ② 就職する時、年令制限があるため、生年月日の月と日は正しいのです
 が、年を若く年にしている例。
 (年金給付担当課の令和5年へ51年、平成2年～3年、平成5年～6年)
 3. 通算計算期間(いわゆるカラ期間)
 年金の取扱い年月日から、被扶養者の場合は取得加入年月日から市町村の
 が請求書の通り、配偶者の厚年加入期間と一致していない事があります。
 (新規承認)

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 現在行なわれている記録の組合を続ける。
 但し、(民間)の解説から幅広い検索を行ひ、該当者と連絡を取り確認する。
 2. 当時先輩はもとより私自身も誤りかれないよう事務処理を行い。
 厚年記録は50枚づつ送達し、国民年金課はさういうタイプで
 送達していました。しかって、今となってこのような問題が
 起こるとは思ひませんでした。
 3. 1.2をふまえて、最終的には何が残るか半りませんか。
 政治結婚しかない、と思います。(現場の未達の責任を
 虞かたよろしくお預けします)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は、どの人(何人)の財産を見つけてました。
夫の父(大正3年生)個人(洋服仕立業)で、年金には無関係
でした。昭和17年に組合共済(被保険者?)に入り終戦で退職
戦争も年数たらずじ思ひもれぬらず、やっと昭和36年4月から国民年金
加入、途中から洋服業者社員、直印で毎年加入(昭和39年)その後
60才定年で4種(?)でリセキではありますか? 子供の頃として
(は、ありがたく思つてます。(昭和21年3月74才で死む)
は、なんとか、なんとか記憶していると思ってました。しかし、対応は(年内)(?)
存在を失ったのは退職後です。(退職年月:平成14年3月末)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしたか。また、現時点でみだ場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるかお答えですか。

記述か前後しませんか。

(1)やはりまずは即本人の記憶最も先に、氏名索引、生年月日
索引(特に生年月日)で記録を探しました。(担当者當時)

所長時代は、(課長副長時代も含め)
相談窓口において、月曜日業務を進むよう指導し
トラブルがあった場合は、場合によっては自ら対応
しました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

「ただ単に、収納率をよくする目的で社会保険事務所が勝手に報酬を下げ、年金が少なくなつて損をした。こうした行為は許されない」と言ったような報道がされましたが、こうした行為がされている事業所は、従業員から保険料を預つていながら納めていない事業所が大部分だと思います。経営難にもかかわらず、一生懸命資金のやりくりをして、はじめて毎月保険料を納めている多くの事業主がいる中で、自分の給与は、月100万ちかく、また家族にもそれに近い給与を払っておきながら、従業員から預かった保険料は收めず、自分・家族の給与は減らすことなく、将来も高い年金を受け取るという行為は、常識的に考えて許されるべき行為とは思えない。これを許すと、保険料を納めない事業所が増加することは目に見えている。こうした報道をする場合には、背景、事実をしっかりと伝えていただきたいと思います。たとえば、主語には必ず「従業員から保険料を預つていながら納めていない事業所では」と付け加えて報道してください。それともこんな会社は倒産させればよいということなのでしょうか。会社を潰すことこそ大問題になると思いますが.....」

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

2回程度記録漏れの可能性がある者に対し、確認の通知をして、返事のない者、申し立てのない記録は、今後どうすることもできないのではないかでしょうか。落し物と同じような取り扱いにするしか方法はないと思います。これ以上しても、各人が本気に考えない限り、お金の無駄使い（郵送料・調査費用等）になるばかりです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

こんなに多くの不明な記録が存在しているとは、思っていませんでした。
マスコミ報道で初めて知りました。特に厚生年金の記録がこんなにあるとは驚きました。
国民年金については、古い記録は、手作業で管理していたので、納付組織→市町村→社会保険事務所→社会保険庁という納付データーの流れの中で、人の手で管理されていれば、必ず何件かは間違いがあつてもおかしくないものと考えていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるお答えですか。

国民年金の未納期間に対しては、毎年、納付勧奨をしていれば、納めているのに納付勧奨状がくると必ずその時点で気づいてもらえて間違いは正せたし、年金を請求する際に最終的な自分の記録は確かめることもできるので記録は正しくなるものと考えていました。
厚生年金の記録は、事業所が事務をされるので、担当者と従業員とのやり取りはわかりませんが、社会保険に加入していなかった事業所の中にはあると思うし、保険料を引いていない従業員もあったのではないかと思います。報酬も、不適正な届け方をされ指導した事業所はいくつもあります。
国民年金の記録は、記録の切り替え時に、もっと切り替え後の記録照合を徹底すべきだったのではないでしょうか。切り替え業務に要する予算をつけるなどして。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	①事務所長 i. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

良い方策のことについては、わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題には、個人情報を含む問題です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一つひととおり、できるだけいい加減なまなざしでもうございました。
迅速な対応には体制づくりを含めて十分でないために反省しております。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は年金記録は被保険者個人個人の大切な記録と認識して法令、通達にもとづいて事務実務にてまして。
 1に於ける年金記録問題が発生すると思つてこりもアリません。そのような問題を前にして心配なことはせん。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

良川さんは思つうがございません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は年金記録は被保険者一人一人の大切な記録と認識して、年金記録問題をほんの少し
年金記録問題の存在を知ったのは、マスコミ報道により
知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみだ場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

負担1.負担2.どちらもござりません。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

存じません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でもみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 務務局長 *平成11年度までは課長		
f. 務務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 勿務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

34-171

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題点と是直に一つ一つと解決するしかありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

大変な作業でやーっと解決するのに努力を
する艰辛を経験して

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみの場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

（4行以上）

一つでも差し解の神亞のため努力して

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

新聞報道されていること以外には、特に承知していることはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

われわれ地方庁勤務者は、すべて本庁の指示により業務を行なってきましたので、記録管理に問題があるとは思いませんでした。5000万件もの未統合記録があるといわても、内容がわからないので意見は言えません。旧台帳の記録で統合できないものがある、といわれても何がどう不明で統合できないのか、内容がわからないので意見はいえません。

しかしコンピューター管理への過信があり、そのコンピューターを使うのは人間であることを忘れていたのが今回の事件だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題が存在していることを知ったのは、新聞報道でした。
年金記録の管理については、社会保険庁業務課に全面的に信頼していましたので、大々的な新聞報道に接して、まさに青天の霹靂で大変おどろきました。

年金の番号を複数持っている人があることは、問題と思いました。しかし、厚年の番号を複数持っている人については、年金裁定するとき、職歴申し立てと照合すれば殆ど解決します。そのような認識が普通だったと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしたか。また、現時点でみだ場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題発生の根本は、記録されている番号の氏名と生年月日
が事実と不整合で、煩わしいが軽々に統合できない、というケースが多いとおもいます。

番号重複を防止する方策は、1人1番号制を導入し、保険医療年金労災福祉税金等あらゆる制度を全て一つのICカードに収録することとすれば、防ぐことができると思います。

さらに現行のコンピューター管理システムについて、外部の専門家に委嘱して、診断をうける必要があると思います。

社会保険庁を解体したのは逆効果で、むしろ労働雇用保険部門と合併し、被保険者期間の整合をとることが必要だと思います。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

広島県の場合、紙が長は、全部マイクロフィルムしているので、再現性を出す(もう済んでる?)。あとは複数は判別する方法と、思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

末総合は年金リスト(?)といふ、業務用から送付があり
該会帳又はマイクロフィルムと照合の上、再提出して貰ひ
こゝトトより、大きな問題になると想つてござんでいた。
又、問題が存在することも大きかったのは、選舉後
テレビ、新聞で報道されてからである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

職員一全体となり、この問題に正面から、向かい合ひ
取り組んでいくことだと想ひます。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		①事務所長 i. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍していたとき、年金記録については 進達(兼務教員)
が年金登録リスト等で 整備され将来的に向廻りを予
見せなど 知つておながれ。仄。
兼務教員へ行くと 資料若程おのづかれていたの
が 不意に 現在あります。
ペスコミ等で 報告されていてあるか、 帰りながら
気持ちが悪めです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうに対応しようとしましたか。また、現時点でもう場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

想定外のことであり、理解中も 真面目に 精勤して
回観したり 反省を怠らない。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

京橋署が払い戻されていましたが、最大の原因。
被除険者が年金に対する認識が薄く、コンピューター導入
には、会社を手に取る新規を導入する方が多くなった。
基礎年金署を導入してから、疑問線が最も
確認され。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

疑問線をもつてるのは、他州に赴任されたのが、(例)
何年いか、回数でいくつまであるか。
この時、Xティヤや政府高級官吏は世内にて一
すべきも争っていたが、労働組合は他州へ忙しく
移りゆく流れで立派な人を見た。
金ですが、どういうスタンスで立派。

ご協力、ありがとうございました。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

加入登録者の中には、保険料負担がいやで、向かう
加入を拒否しておられる方々です。
また、(年金などの中)負担料金も低くして貰え
る方々です。
調査官時代に多く調査で確認しております。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

持主の利害の記録については、行政側のアドバイス
通りで解決すべし。
本人申込や、本人確認等の手続を統合す
ることなく実現する。
生存者が死後も判別が付いて、正確無誤で
けること。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 文書での通知では、被保険者の理解がされていない面があり、自分の取扱いが定かでない者も多い。
- 被保険者の該当者と認われる方へ、個別に面接等をないと整理がつかない。
- 权限で記録を追加するのは、適当でないと考える。

この用紙は、公表する場合があります。

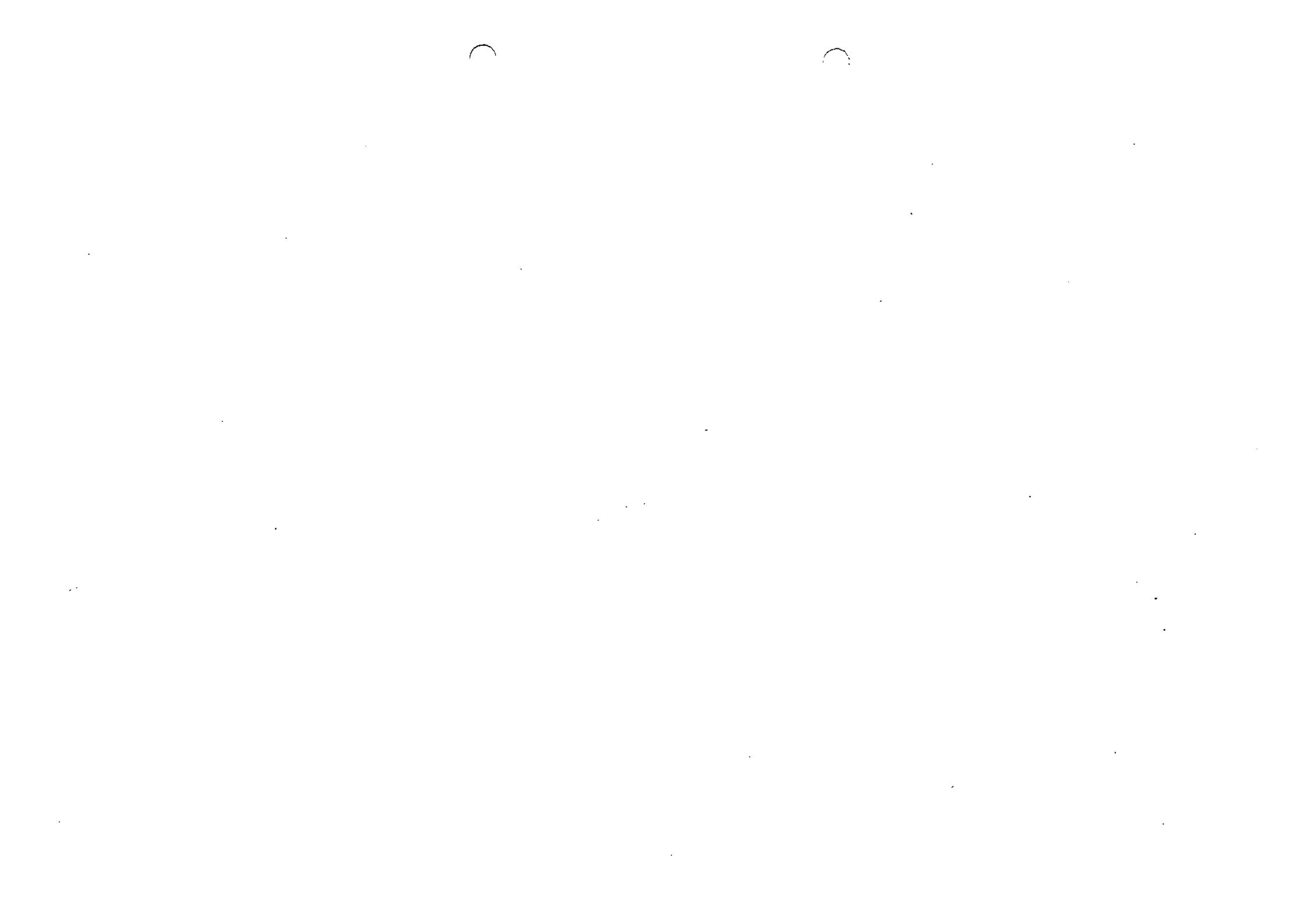
(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

最近(2022年)マスコミの報道で知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 退職時まで、問題の多いことを知り始めた。(数年前)
- 被保険者の年金手帳と再交付の手続きが適正に行われていなかった。(再取得時に年金番号を持ちながら、年金手帳を紛失等のため、新たに新番号を受け取る者があり、それが原因と思われる。)

ご協力、ありがとうございました。



必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

オンライン上の記録に類似した記録があれば、それを
丹念に一件一件該当と想われる人に紹介、そして収録
するう案しか思い浮かびません。
(すでに実施されているのは...)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中、このような問題にありました。考えてもいませんでした。
事務所では年金記録がどうのうにオンライン化されていくかの
実態が直感見えません。
したがって、こうした大きな問題が存在しているヒントのば
報道をみて始めて分かりました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるをお考えですか。

当時、始めはオンライン化の理解不足もあり、年金の記録は
将来一人一人にどこ非常に大切な記録であるとの認識が
今より全体的に少々かたかぬと思われます。
オンライン化スタートの前に、古い被保険者名簿などの整理
を完全に行おうとのシステムが確立されていました。こうして
革新的な取り組みを知らないかも知れません。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン化された方々の年金記録は、古参者達は40歳以上で年金記録が出来た時から個人識別料金(4ヶ月)が月々年金記録料金が発生する(年金手帳)と分かりはじめていた。
その後、年金手帳が電子化され、年金記録も電子化され、年金手帳は廃止され、年金記録は年金手帳と併せて年金記録手帳として発行される。
1番遅い1997年他人の記録への自分の記録が1つだけある事に気が付いた。
~~（年金記録手帳）~~
~~（年金記録手帳）~~

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でもまだ場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるかお考えですか。

(個人情報保護法違反の問題で、個人情報を漏洩してしまった)
12月と2月に問題を指摘した。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="radio"/>	退職者 <input type="radio"/>
所属	本庁 <input checked="" type="radio"/>	地方庁 <input type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいかずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいかずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金制度に関する職員として勤務しておりました当所から、年金は被保険者の老後生活を図るうえ不可欠な制度であり、個々の記録の重要性は特別認識いたしておりました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

テレビや新聞で報じられておりました一例ですが、保険料の収支率のためか事業主と相計り被保険者の報酬月額を低額にして、事業主の負担額を軽減したことと考えられます。

私の時代は、事業主に対して被保険者に関わる各種の届書の適正化に努め、次の事項は完全に実施を心掛けて職務に励ました。

1. 社会保険調査官の事業所巡回調査で各種届出の確認
2. 毎年実施の算定基礎届の確認は全職員で実施を目指した。

ご協力、ありがとうございました。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなた
がご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなた
がご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよ
いとお考えですか。

現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよ
いとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	<input checked="" type="radio"/> 現職者	<input type="radio"/> 退職者
所属	<input checked="" type="radio"/> 本庁	
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票③

34-181

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. 国年制被保険者初回の印紙納付方法は形骸化し、
市町村へも費用支払機能(印紙の定期年次料)りかとなつた。
2. この後年金手帳に検査記録がなされず、被保険者は
自身が納付され振り保持(証拠)・確認ができなくなつた。
3. 年度終了後は検査記録をめり取収、被保険者会員より
現金といつた二重チケット方式が崩れた。納付記録

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

保険料の引上等があり印紙納付方法の従来の困難
であるところ、年金手帳の様式変更等で納付
記録の相手が記入式に取替すべきでなか
つたか
である

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記事項なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号に未統合の記録等は新規・テレビ等の報導で流れたことで問題が表面化した以上、時間を掛け対応(整合・確認)せざるを得ないと想料する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

遷移して2年近くになるが在職中の資格(未適用)報酬の適正化について適正化の方針を設け対応して来たが残念である。
問題の存在については新聞・テレビ等の報導から知ったものである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基盤年金番号への切替時の対応は良く分らぬが段階的の対応に問題があったのではないかと推測する。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

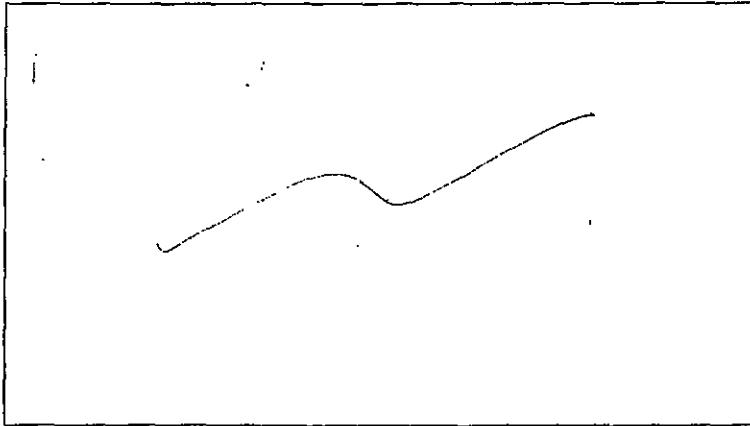
書類の提出と
給付申請書、(社会保険事務所)削除(問い合わせ)
年金記録問題の解決方法のとrogenとです。
削除がいかでわかるかといふ人、又は削除手
續はどこで行なわれるかお尋ね下さいと申
ひます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

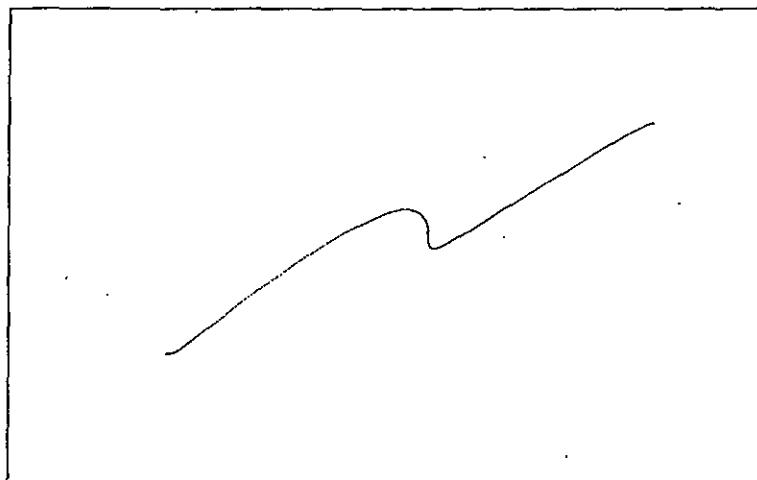
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でもみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	<input checked="" type="checkbox"/> 退職者
所属	本庁	<input checked="" type="checkbox"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・年金にありません

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・年金にありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

問題が存在する事を知る時期
平成17年1月頃

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみだ場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点

台帳・被保険者名簿からオンラインでの記録への切替
(入力)時の審査(体調)が不十分であった。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無くあります

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は正しいと思っていました。被保険者が老齢を多く持っていたり、加入入社時期と会社の勤務時間が異なっているときは会社の責任をも思っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金を用意し、正しい記録がつづかれていたのですが、特に反省点はないと思います。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無に有し

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金支給においていい人はまだ重複整理していない人が多めい子から順次削除していくのが問題はない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

各制度で年金番号を発行し、本人の申し出に夢がいいて何故もいらず(以上に後々やや大抵するためには年月も後づけているため将来困ると思つたが現在は夢いふかも(^^;)ややかたに免へかべてやがために年月としつけておかつと思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみだ場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるお考えですか。

年金請求手続きは自身や取引部署に確認する所があると考えました。
OBに見て一万件以上年金相談してから丁寧にされば問題はなかつたが、現役ではタクシのため難いりではないでしょうか。
基礎年金番号は(左記でも年月を書つてあるが)
共済で新しく番号を出してないが国民
年金番号はないと思理でまい。

ご協力、ありがとうございました。

回答票③

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	<input checked="" type="checkbox"/> 退職者
所属	本 庁	<input checked="" type="checkbox"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人の中に立てば期間算入し後詰りが発生した場合に返済せよという方策がとられる様であるか。
 返済不能が低いことが予想される事、子に少ない賃貸での低稼働率は莫大であり対応処理についでも現実的方策を考えておくべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私和5年2月 確定版管理(エイブルム)で本部(事務センター)へ
送り、という形である。元のコンピューターに正しく記入され
て入力されているかどうか、地方での都度確認は
できていない」と、更に「昭和20年の年金記録
内容も前線でないものもあた等から必ずしも全部
正確とは言い難いと思ふ。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうに対応しようとしましたか。また、現時点でみだ場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

本人の申し出内容の確認を行 実際に存在する
本人の年金記録との対比をして 確実に先人の
記録と判断できるものについては認め記録追加
をした。

本人の申し出の中には莫迦ひいたゞく保険(年金)
加入していない者が多くいたので、容易に認める
ことしながらにことは正しいと思ってます。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="radio"/>	退職者 <input type="radio"/>
所属	本庁 <input checked="" type="radio"/>	地方庁 <input type="radio"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○ 勤務中常に意識的に復数番号の交付を受けた。

○ 生年月日・虚偽届出履歴(事実より非常に多く)

○ 久名の虚偽届出履歴(芸能人のようだ)カッコよハ久名

○ 年金加入拒否(本人・夫婦も)

年金加入期間個人が吉田杏子とお寺山タ
はつきり覚えていない上に、上井龍太郎は草薙がおり
本人の隣座が出来なかった事例が多くあった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人、記憶・記録を最大限提出してもらう。

申立即時正しく保険賦役のうえでも
問題があらう。(これが得にならばハシウ)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 長期間加入することによって 反対給付(年金)が受けられる重要な記録と認識していました
- 年収リストが送付されて来てから 記録に不安を感じていました
- 今回 団体で問題提起されたとき 記録がこれまで 杜撰であることは想像できなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 地方府では 記録補正に真剣に取り組んでいたと見てます。
- 記録 進捗にあたって 紙ベース(短冊等)で行っており、本記録入力につけては 多勢で行われていたと思うが、終了可能な場合にあらかじめ つかつか

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

厚生年金関係

以前(勤務始めた頃、つまりへん(年頃))は紙面の記録を業務により随連して、その結果記録が不整合のものについて、事故リストにて各業務所に送付され、それを各業務所で大変な時間をかけて、整備し再送達をして記録整備を行って来た。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

全くの人に応じて一概に対応することは大変
労力と過重な負担がかかる。
一定の年令層毎や順次対応していく方法

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン化にて業務面では以前に比べて
大変スムーズに処理されるようになつたと思つ。
年金記録について、オンライン化以前の記録で
か正しく、全て引き継がれていたが大
きくではなか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現時実で思えば、以前行って事務
リスト業務処理が行なわれなくなつた
ことが最大の原因ではないかと思つ。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	<input checked="" type="checkbox"/> 退職者
所属	本 庁	<input checked="" type="checkbox"/> 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①事務所長 i. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいづれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいづれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

お知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

有識者等の意見を参考に行政への判断
と説明を行うことを考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

各種報道により、該問題の重大さを知りました。
全くに仕事でやられたえ年金資本化ありはおかず、
関係ある方々に迷惑や心配をかけたことは
申し訳ないと思ひます。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみだ場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

関係する方々への懇意は、謝罪と丁寧な説明
に努めました。
新番号制度の説明と徹底の必要だったと
思ひます。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
	(本庁)	
	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
	(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課	
	e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
	(社会保険事務所) ①事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ご協力、ありがとうございました。

年金記録問題に関する調査について（想い）

平成21年11月30日付けの文書、2ページの問題について

局長を始め幹部の皆様のご苦労には敬意を表します、今後ともご活躍を期待します。

未統合の記録が5000万件、旧台帳の1430万件、船員36万件あると報じられるが、自分たちは若いときから、社会保険業務に真剣に取り組み、このようあ問題が多くあること自体に疑問を感じる。

年金は40年から50年と非常に長期に亘る記録管理を必要とするため記録誤り等も皆無とは言えないであろう。

大まかに言っても昭和17年からの厚生省での台帳管理、戦災を見越しての地方庁への移管、厚生年金事務取扱要領による被保険者の名簿方式の管理記録と当時の厚生年金台帳の管理、厚生省から移管された払い出し票の管理、台帳への転記、新規番号払い出し、払い出し簿の作成等・紙單票から帳票方式の払い出し簿の記録。1ページ15名記入の名簿方式から被保険者原票方式の記録、被保険者台帳の締め切りと被保険者月数の計算記入い台帳の本庁への進呈、・国民年金はさん孔タイプ年金記録、その後は被保険者原票の年金業務室への進呈等について、真剣に取り組んだ。

これらを全く知らない世代の人たちが、この問題に取り組んでいるが本庁の集計等においてどこかにとんでもない間違いがあるのではと思へてならない。

この年金記録の問題について、次の提言をしたい。

後の回答票と重なるが、この未統合の記録・厚生年金・国民年金・船員等について、どのような年代の人のどのような記録が未統合になっているのか、具体的に年齢とか記録の内容等具体的に中身を見てみたい。何百件かを地方庁に送付し（その県の番号払い出し分）当時記録業務等を行っていた詳しい人にお願いして、どのような記録が残っているのか、どこに問題があるのか、調査検討・分析してみれば、統計的に何かの手がかりが得られるのではと。

現厚生労働大臣は怒るであろうが、何も本当のことが解っていない長沼氏が年金問題の解決を上意下達で費用を使っても、今的方式でやるのなら幾ら金をかけても良い結果ができるかどうか疑問である。

労務士など理屈は言うが経過・実態を全く知らない人・金を幾らつぎ込んでも絶対に出来ない。

餅は餅屋で元のプロに頭を下げて知恵を借りることが先決と思う。

このような問題に発展する段階で小泉総理を始め中川議員らの今までの社会保険関係者を馬鹿にしたようなこと、年金保険料が無駄に使われたと・・自分たちが陳情し率先してやった棚に上げ社会保険庁が悪いと、社会保険庁の解体、社会保険庁が記録問題で不正をしたと、和次ぎ報道され、職員はやる気を失い、やれるものやれば良いという社会保険関係者の醜めた思いがある。自分たちだけであろうか。

民主党も今は良いことばかりを自民党が悪いように言っているが、昔は年金積立金で船を作り旅行とも言っていた、県議会の質疑があり対応した経験がある。何を今更言っているのかという思いも。

以下記録について、思いつきを記す。

記録が正確に入力されていないこともある。

例えば、台帳転記、原票進達時台帳の記号等 6010 が正しくても、これが 6000 で、大きい県は「東い」「東ろ」等の記号誤り「販い」「販ろ」等の記号誤り等々もあるかも
保険料の納付記録について

当時結婚等で離職した者は厚生年金等、国民年金は任意加入で、国民年金資格喪失・本人は納付していると言う。よくある事例である。

本人は都合の悪いときはそのように言うこと、年金相談でよくある。結婚年次等を聞き夫のことを聞いて。

国民年金の納付記録は、次年度の国からの納付書に関係し市役所等も調査していた。

絶対と言うことは無いが

回答票④

特にない

回答票⑤ (質問一)

未統合となっている記録について、個人情報のこともあるが、その道のプロの力を借りるのが一番であろうか。

50000000 県 ÷ 47 = 1 都道府県 106 万件

300事務所 = 1 事務所あたり 167000 件 一月 13900 件

5人で対応すると 1人 2780 件 月 20 日とすると 一日 140 件

出来ないことはない。

まず、前段階として、

どのような年代のどのような人の記録が未統合となっているのか調べてみると

都道府県ごとに台帳の記号に分けて、何百件かを抽出送付し、旧名簿・旧台帳・マイクロフィルム等で内容を調査分析し・現存記録・年金台帳記録と突合する。

記録の重複・同一事業所の得喪等何かの傾向が判明するはず。

記録が重複している者、本人に就労の記憶がない者もある。

転職を繰り返していた者 会社には出勤しない、保険証を返した時点で資格喪失届

本人はすでに新しい会社等で取得していた。同月得喪なども

生命保険会社の資格取得 研修にだけ行き、就労の事実無し 資格取得あり

また、架空の取得等もあるのでは

二以上勤務・双方から通常に取得

紙台帳の電算化・読めない氏名等の漢字、幾通りにも読める氏名等・後から困らないように読める範囲でかなを付け記録されている

国年記録・本人は知らないが親元で（住民票のあるところで）若いとき親が取得届・納付、した者もあるはず

回答票④

質問 3

昭和 32 年 9 月採用されたが、当時は被保険者名簿記録、正確に記入
他庁記録は照会して記入

当時は厚生年金被保険者台帳があり記録を縮め切り送達した

被保険者原票方式となる・正確に記録・切り離し 送達

61 年国民年金新法施行時・的確な事務処理を市町村に指導

医療事務等・広島市出向あり

事務所長 開設事務所・的確な事務処理を指示

業務センターから送達記録の不備について、定期的に補正依頼送付あり・調査回答した途中から電算化・地方庁では分からぬところで

退職後 新聞等報道で問題を知るにいたる・あれだけ真剣に事務処理し 5000 万件とは・数字の誤りかと

退職後年金相談等の対応を行うことになり、請求などの時、基礎番号に未登録が時々あり、本人に申し出を行っていないこと指摘・請求時申し出方

何度も年金記録の送付があり自分でほとんどの人が申し出訂正されている。極まれに未登録あり。

膨大な記録を処理するには、電算での対応しかないが、これに至る経過で何かが?

報酬額の本人通知は止める方が良い。

かえって年金を知らない人には誤解を招くこともあり・むしろ、平均月額、物価スライドで報酬見直しのみの方が単純明快

回答票④ (質問 4)

あまりにも膨大な記録の電算化に至るバッチ処理・何かの盲点?

地方庁は指示通り事務処理してきた・もし転記誤り・入力誤り等が 1% あっても、1 億

件で不備 100 万件・・ 500 万件多い

現在も年金相談に対応している。

請求者本人には、社会保険庁の不可を言う人もいるが、社会保険庁は不十分な事項はあつたかも知れないが、悪くない・何千万人もいる被被験者の記録、もっと自分で責任を持って貰いたいと。

基礎番号の時の別番号・・本人の対応未了を指示します。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

最近、問題になっている年金記録問題については、予期しないことであり、今まで適正に処理されているとの認識以外には、思い当たることはございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号に統合されていない記録については、被保険者本人から申出がない限り、整理できないのではないかと考えています。疑わしい記録については、繰り返し本人へ照会する以外に、次のようなことは実施できないものでしょうか。

1. 現在実施されている「ねんきん特別便」「ねんきん定期便」による統合処理の進捗状況等の詳細を公表する。
 2. 年金受給権者及び被保険者記録の氏名索引により、対象者が一人の場合には、具体的な記録を明記し、本人へ照会する。
 3. 姓が変更しているため統合できない記録がかなりあるのではないかと思われます。これらの記録について、戸籍・住民票等を保有している市町村及び在籍していた事業所へ調査を依頼する。
- このような作業には、プロはいないのでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号が導入される前に退職しましたが、新聞・テレビ等により新制度のことを知りました。この制度が画期的であることは充分理解できましたが、被保険者や事業所が記録の統合手続きに協力してくれるかどうか危惧しておりました。新聞、テレビ等マスコミの報道により、大きな問題となったことを知ったところです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどうのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号制度により、従来の年金制度毎の記録管理から一人1年金番号により記録が管理されることは、効率性・的確性・正確性が極めて高いと考えていますが、新制度導入に併せて、現在行なわれている「ねんきん特別便」が実施されていたら、と思うと残念でなりません。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		a. 本庁部長级以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)
(地方社会保険事務局)		*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)
(社会保険事務所)		① 事務所長 i. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現在、問題となっている年金記録問題については思いもよらず、適正に処理されているとの認識以外に思い当たるものはございません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号に未統合の記録については、被保険者本人からの申し出が無い限り、整理できないものと考えますので、基本的には繰り返し疑わしい記録について照会する以外に特別な方法はないものと考えます。

ただし、

1. 現在実施している「ねんきん特別便」による統合手続きの進捗状況について、国民に対して詳細な説明が必要だと思います。
2. 年金受給権者、及び被保険者記録等の氏名索引で対象者が一人の方だと確認できるような記録については、具体的に「事業所名」、「所在地」、「加入期間」等を明記して本人照会してもよいのではないかと思います。
3. 姓(名字)が変更しているために統合できない記録が相当数存在していると思うので、市町村が保有している戸籍抄本等による旧姓照会の調査依頼を行なってはどうでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号制度が導入されて、まもなく退職しましたので、その後、被保険者本人が積極的に年金記録統合手続きに協力してくれるかどうか危惧しておりましたが、この度の新聞、テレビ等のマスコミ報道によって問題の存在を知ったところです。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

従来は年金制度毎に年金番号を有していたので、年金請求時に大変煩雑していましたが、基礎年金番号制度導入によって、事務処理が簡略化されたことは評価されますが、基礎年金番号制度導入当時に、現在実施している「ねんきん特別便」のような取組みを再三行なっておくことが必要であったのではないかと考えます。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方 庁
最終官職		以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。
(本庁)		
a. 本庁部長級以上		
b. 本庁課長・室長・企画官級以上		
c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上		
d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長		
f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹		
g. 事務局課長補佐・係長級以上		
h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長		
j. 事務所課長級以上		
k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

個人的な便利が有るが、かどりやかだが、また未統合、未収録の記録が多段存在しており、これらの記録がどうして記録か不明である。解決策は老々病院がない。やせり、本人への連絡が無い。せながる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中、年金記録は正常に管理されているのか信じていました。問題が
発生するまで想定していません。

問題の存在を承知したのはマスコミで報道された時期です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でのみの場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

業界センターへ記録管理はうまくいっていたのか、記録管理
の方法をいろいろ変更されたり、その時発生した問題を積み重ねてはこな
んばかりでうがる点と、それをよくいじらなかった。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)	a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)	
(地方社会保険事務局)	*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)	
(社会保険事務所)	i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

11月29日に福山市に存在していた会社（昭和60年頃全喪）の当時の給務部長と話す機会があり、昭和40年頃の採用時は、年齢を増やして入社する女性が多く見受けられたので、戸籍抄本等を提出させ生年月日を確認し、取得届を提出していた。

この様な事例は、多く存在していたので、この会社の給務部長は、全従業員の労働者名簿を保管し従業員からの相談に対応されています。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

質問1の事例は、本人の不注意から生じたもので、これを会社がカバーしている事例である。

したがいまして、カバーされてない企業も多く存在すると考えられますので、勤務履歴の企業へ照会することも一つの手掛かりとなるものと思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

国民年金の保険料納付は、納付組織において徴収するが多くありました。これらの集金人等が不法な集金が行われたとの情報を聞いたことがありました。これらが事後処理は適確に処理され、被保険者の納付記録が適正に処理されていたのでしょうか。納付記録の漏れが多発しているのも、この辺りに少し原因が存在するのではないかと思う。(広島県以外であったように聴き及んでいた)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

納付組織の集金人等の研修は毎年実施されていたように思います。また、社保と自治体との記録照合が行われ、記録の適確化を図り、なおかつ、相互牽制の意味合いもあつたように思います。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <input checked="" type="checkbox"/>	退職者 <input type="checkbox"/>
所属	本 庁 <input checked="" type="checkbox"/>	地方庁 <input type="checkbox"/>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局)		
*平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1) 「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2) 「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3) 「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現状、実施されている方策を継続して行うべきだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号に未統合の年金番号や、基礎項目の
相違による未統合記録が存在することを認識していました。
年金改選請求の際に本人の職歴等を確認し、
記録が統合であることを認識していました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号の導入前にあって、年金番号の
重複転出しを防ぐための再取得時に交付済
の年金番号調査が徹底されていなかったと心がけます。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

あります。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道に確認作業をやさしい面では、又本人の申立てを100%認めることについては慎重に行うべきと考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特別の認識はなかったと思います。

記録の不完全という意味では、厚生年金基金の代行返上時に於いて、相当な件数の複合があったことが報道等でからうと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でのみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特別な対応はしておりません。

反省点

- 1.未統合の記録がみよシ等の情報が職員に流れているかた。
- 2.年金制度への関心や本人が事業所を高くなかった。被保険者本人や故意に生年月日や内名等を遠々て届出するところがあつたと思ふ。
- 3.マスコミの報道により社会保険庁やよこし全てを否定されたため、国民の年金不信につながった。つまり悪いところは全て社会保険庁の責任になってしまった。

ご協力、ありがとうございました。

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。	
(本庁)		
a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁)		
(地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課		
e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局)		
(社会保険事務所)		
i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)		

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現時点において(公表)されない事以上のことはあります。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

既に取り組み始めています。
特別な方策は特にございません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中にこのような問題が分かり始めて
退職後 新聞報道等で知ったのがどう。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特に申し上げることはなし。

ご協力、ありがとうございました。